平成２２年（フ）第３９４号
埼玉県児玉郡美里町大字沼上711番地
債務者　逸見　京子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３４８号
京都市上京区堀川通丸太町上る上堀川町126番地　ルイシャトレ二条城203号
債務者　入江　　進
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　哲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
京都府京丹後市丹後町成願寺611番地
債務者　山中　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２５号
京都府京丹後市丹後町成願寺610番地
債務者　山中　　董
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２１６１号
札幌市西区発寒12条５丁目４番18号
債務者　竹谷能婦子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　　幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
長野県佐久市入澤594番地
債務者　小林　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　基弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２２００号
名古屋市北区桐畑町100番地　如意荘Ｔ15棟404号
債務者　増元板金こと　増元　勝憲
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　克也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９８号
北海道石狩郡当別町太美町1488番地274　社会福祉法人当別長生会　特別養護老人ホーム当別長寿園、住民票上の住所北海道石狩郡当別町太美町26番地76
債務者　柳澤　　淳
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　勝裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
岐阜県高山市下岡本町2911番地30
債務者　住　　光
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺字下田93　サンティアラ103号室、住民票上の住所金沢市糸田新町10番18号
債務者　粟田　温子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
山形県尾花沢市大字二藤袋220番地
債務者　大山　　修
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６０号
沖縄県名護市東江４丁目７番27―202号　アルコバレーノディモーラ
債務者　仲宗根孝浩
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼島　雅仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６０９号
神奈川県平塚市御殿３丁目23番23号
債務者　村川　公次
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５号
新潟県上越市寺町１丁目12番10号
債務者　山﨑　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３７１号
金沢市幸町８番12号　幸町ハイム606号
債務者　谷　　芳嗣
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
金沢市三ツ屋町ロ60番地１　リバティハイツ101号、従前の住所金沢市金石北１丁目７番９号
債務者　村本　理香
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
金沢市涌波１丁目７番25号
債務者　松川　由美（旧姓樫田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
金沢地方裁判所